## 東京大学大学院教授·政府税制調査会会長 中里実

# 今後の税制の課題と改工

## -納税手続の改革を中心に

■とき:平成29年10月20日金

#### I 今後の政府税調のテーマ

#### **ところから始まる** 税制改革は執行現場の意見を聞く

話をさせていただきます。動向」というテーマで、少し現実的なお今日は、「今後の税制の課題と改正の

議論が開始されています。 現在、政府税制調査会において、「納税実務等をめぐる近年の環境変化への対 が応したかたちで、納税者利便の向上と 対応したかたちで、納税者利便の向上と が高いたかたちで、納税者利便の向上と が表記をいうまでの。 があれています。

るべく、議論が行われている最中です。誰にとっても簡便なように手続きを変え調整を税理士の先生、納税者、税務署の特に年末調整の電子化を推進し、年末

年末調整が重要なテーマとなるはずです。 そもそも、納税の現場には3人の主役がいらっしゃいます。1人目は、もちろがいらっしゃいます。1人目は、もちろがいらっしゃいます。2人目は、納税者担っているのは、現実として税理士の先生方であるからです。2人目は、納税者ご自身です。ここでは、法人の経理担当ご自身です。ここでは、法人の経理担当者や個人事業主を指します。3人目は、税務の執行を担う国税の現場の職員の税務の執行を担う国税の現場の職員の方々です。

ことはありませんでした。場、特に執行の現場について議論されるまでに政府税調の場において、税務の現税制改革はできません。ところが、これをするところからスタートしなければ、

そこで、私が4年前に政府税制調査会 場の税理士の先生方・納税者・税務署の 場の税理士の先生方・納税者・税務署の 場の税理士の先生方・納税者・税務署の 場の税理士の先生方・納税者・税務署の 場の税理士の先生方・納税者・税務署の の利理士の先生方・納税者・税務署の の利理士の生命に対しているかと

私は、政府税調のメンバーとなってから、ずっとこのことを考えてきましたが、ら、ずっとこのことを考えてきましたが、ら、ずっとこのことを考えてきましたが、ら、ずっとこのことを考えてきましたが、ら、ずっとこのことを考えてきましたが、ら、ずっとこのことを考えてきましたが、ら、ずっとこのことを考えてきましたが、

#### 所得税改革が3大テーマ国際課税改革、納税手続き簡便化、

ます。 府税調の重点テーマとしては、三つあり それでは、本題に入ります。今後の政 ではないかと思います。 ような簡単なテーマではありません。 かし、 場合によってはもっと掛かる 利益相応性基準

実(なかざと・みのる)氏

必須です。

族法・相続法の定めを前提にした議論

法人税の問題を考える際には、

三つ目は、所得税改革です。

所得税や 民法の親

課税 制の改正を行いましたから、 と移転価格税制となります。 と利益移転) 税制改正ではタックスへイブン対策税 まず一つ目 の改革、 部ではありますが、 への対応です。 は、 つまり B E P S 移転価格税制等の国 基本的な方向 平成29年度 次の 次はおのず (税源浸食 税制改 際

性が出される予定です。 国際課税改革は1年でできる 2

はネット社会に対応した形で納税者利便 きの簡便化です。 環境変化への対応、 通じて議論しているところです。 主税局内部の参事官室の私的勉強会等を な問題が生じてきていますので、 や無形資産取引をどうするのか等、 前 二つ目が、 先ほども申し上げたとおり、 上と適正・公平な課税の実現のため 行 納税実務等をめぐる近年の 続面の改善を図らなけれ すなわち、 これ 納税手続 現在、 から

ばなりません。 面・手

昭和53年東京大学法学部卒。平成9年1月より東京大学大学 院法学政治学研究科教授に就任。平成16年8月から平成17年 で米国ハーバード大学ロースクール客員教授。政府税制 調査会専門委員、同会特別委員、同会専門家委員会委員を経 て、平成25年6月に政府税制調査会会長就任。主な著書に『国 際取引と課税』(有斐閣)『金融取引と課税』(同)など。

であるという考えです。 を受けられるような制度にしてこそ平 主婦だけではなく共稼ぎの人もメリ なさい」という見解です。 配偶者控除を廃止し、 税調の議論の中では、 夫婦控除に変え 委員の大部分 つまり、 専業 ット

ことだと感じていました。

がほとんど行われておらず、

少し奇異な

る議論では、

民法の定めを考慮した検討

しかし、ここ最近の配偶者控除をめぐ

のは違反にはなりません。 のだから面倒を見なさい します。市役所から「あなたは子どもな 自分の父親が生活保護を申請していると 義務について述べられています。 民法第877条では、 私も経済的に苦しい 直系親族の と言わ という 例えば、 れた際 扶養 を強化して徴収するということではござ

いことは当然ですが、必ずしも国税の権限 適正・公平な課税が行われなければならな 務署も作業にかかる負担が軽減されます

納税手続きが楽になれば、

納税者も

いません。

納税者利便の向上が第一です。

をころが、民法第752条(夫婦間のところが、民法第752条(夫婦間のところが、民法第752条(夫婦間のなります。例えば、夫婦が別ないとされています。例えば、夫婦が別ないとされています。例えば、夫婦が別ないとされています。例えば、夫婦間のところが、民法第752条(夫婦間のところが、民法第752条(夫婦間の

論が出る問題ではありません。 に問題が発生するのではないでしょうか。 このように、所得税につきましては、 民法の制度や家庭の在り方等、非常に複 民法の制度や家庭の在り方等、非常に複

ですから、配偶者控除を廃止するので

#### Ⅱ 海外調査の重要性

#### 年末調整のない国に分かれる世界は年末調整のある国と

提として次の二つが挙げられます。
執行の現場の改革を考える時、その前

まず一つ目は、納税者利便の向上のための執行関連制度の効率化で、面倒をなくすことです。それから二つ目は、納税者による情報提出や課税庁による情報収集のあり方です。簡便で、なおかつ納税集の権利も守られるように仕組んでいくということです。この二つを考えていくということです。この二つを考えていくまず一つ目は、納税者利便の向上のたまず一つ目は、納税者利便の向上のたいなっているのか、見ていく必要があり

実は、税調でも海外調査を細かく実施

調査に出掛けました。 税連の神津信一会長とドイツとスイスのでいます。例えば、平成28年9月には日していますが、私個人としても取り組ん

その際に、所得税の情報収集やインボイス等、様々な制度を調べた結果、ドイツやスイスの制度は、ものすごく精緻にできているという結論を得たのです。しかし、弱小納税者までを含めてがんじがらめに、制度を執行するということには必ずしもなっていません。

要求しても、できないわけです。できなまり、やたら細かいことを零細納税者に負わせるけれども、そうでない人には適負かるべき人には、しかるべき義務を

毎外周堂を通じて、そのことが非常こてあまり賢いことではありません。いことを要求するというのは、税制とし

るのかもしれないと考えた次第です。に書いていることと実態が多少ずれていよく分かりました。だから、法律の条文

マ成29年5月には、アメリカ・カナダ・イギリス・フランス・スウェーデダ・イギリス・フランス・スウェーデの調査で判明したのは、世界は年末調整のある国とない国に分かれるのではないかということです。年末調整のある国とない国に分かれるのではないかということです。年末調整のある国とない国に分かれるのではないということです。年末調整のある国とない国では、相当な差があります。

資料1は、年末調整のない国について アメリカを除き、記入済申告書が採用さ れています。アメリカは、各納税者が自 分の責任で確定申告をしなさいというシ ステムを取っていますが、実際にはソフ トウエアメーカーが作ったソフトウエア

いになります。間違いがなければサインはこのぐらいですから、税額はこのぐらはこのぐられてきて、「あなたの所得すた。年末調整のないスウェーデンやまた、年末調整のないスウェーデンや

#### 資料 1 個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がない国)

		スウェーデン	エストニア	フランス	カナダ	アメリカ
給与源泉徴収		〇 (1947年~)	(1991年~)	×	〇 (1942年~)	(1943年~)
年末調整		×	×		×	×
記入済申告書		(1995年~)	(2001年~)	(2006年~)	(2015年~)	×
	給与所得	0	0	0	0	
	金融所得	利子·配当:〇 CG:×	利子:〇 CG:×	利子·配当: CG:×	利子·配当: CG:×	
【備考1】金融所得の 取扱い		分離課税 ・利子・配当 ・CG: 申告	総合課税 ・利子・CG:申告 ・配当:非課税	総合課税 ·利子·配当 ·CG:申告	総合課税 ・利子・配当 ・CG: 申告	総合課税(利子) 段階的課税(配当·CG) ·利子·配当·CG:申告
【備考2】課税方式		賦課課税	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税
【備考3】生保・医療費・ 寄附金控除の有無		×	生保·医療費: X 寄附金: 〇	生保·医療費: X 寄附金:	生保: X 医療費・寄附金:	生保: X 医療費·寄附金:

(政府税制調査会資料より。以下同)

#### 資料 2 個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がある国)

		日本	ドイツ	韓国	イギリス
給与源泉徴収		(1940年~)	(1920年~)	(1950年~)	(1944年~)
年末調整		○ (1947年~)	(1948年~)	〇 (1975年~)	〇 (1944年~)
	対象となる控除	生保控除等	生保控除、 寄附金控除等	生保・医療費・ 寄附金等全ての控除	寄附金控除
	金融所得	×	×	×	利子·配当:○ CG:×
記入済申告書		×	×	×	×
【備考1】金融所得の 取扱い		分離課税 ・利子:源泉分離課税 ・配当・CG: 源泉徴収により 申告不要 (申告により総合課税や 分離課税も選択可)	分離課税 ・利子・配当・CG: 源泉徴収により 申告不要 (申告により総合課税も 選択可)	分離課税 ・利子・配当: 源泉徴収により 申告不要 ・CG:非課税	段階的課税 ・利子・配当: 年末調整により 申告不要 ・CG:申告
【備考2】課税方式		申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税
【備考3】生保・医療費・ 寄附金控除の有無		0	0	0	生保·医療費: X 寄附金:

19 TKC 2018・1 (TKCタックスフォーラム2017)

返送すれば、それで申告は終了です。す。間違いがない場合にはサインをしてをしてください」という形になっていま

箇所を修正して申告をします。 は他にも間違いがあった場合には、該当タルゲイン(CG)が入る場合、あるいタルゲイン(CG)が入る場合、あるい石場合――例えば、土地を売ったキャピガー、そこに含まれていない取引があ

資料2をご覧ください。年末調整のある国では、生命保険料・医療費・寄附金等の控除制度があることも関係し、記入済申告書を作らずに年末調整で対応しています。このような国も少なくありません。先ほど挙げた北欧を中心とした国々では年末調整がないため、税務署ですべての情報を収集し、申告書を作成して納税

を減らしています。が、多くの給与所得者の確定申告の手間っているため、企業側の負担は大変ですっているため、企業側の負担は大変です

#### 申告納税制度を堅持すべき何十年もかけて育んできた

るとなると、<br />
国税庁の職員を相当増やさな日本で<br />
これから全部記入済申告書にす



ければならなかったり、コンピューターソフトウエアのデータも勘案しなければならない等、様々な問題の発生が想定されるため、そう簡単にはいかないでしょう。 少なくとも、日本のような年末調整を 通じたやり方は、世界的に見ても異常で はないということがお分かりいただける かと思います。そのため、日本で考える かと思います。そのため、日本で考える できは、記入済申告書の導入ではなく、 年末調整の簡素化や効率化であると考え ています。

れる方を批判しているわけではありませのですが、決して記入済申告書を支持さ誤解のないように申し上げておきたい

う次第です。

う次第です。

さい、それを活かして簡素化しようといいで、それを活かして簡素化しようといと、根本にある思いは一つです。しかし、と、根本にある思いは一つです。しかし、

納税制度を育んできたわけです。勧告よりも前から、何十年もかけて申告これまで日本は、昭和25年のシャウプ

その申告納税制度は、税理士の先生方の努力によって維持できているわけです。この歴史を否定して、税務署にすべておにせするということはできないだろうと思います。日本も記入済申告書にすれば、思います。日本も記入済申告書にすれば、忠が、「国税庁は喜んでいるか」と問われたら、とんでもない話です。「勘弁してくれ」というのが、本音ではないかと思っています。

いかないだろうと思っています。るような制度を今さら導入しても上手くですから、申告納税制度の理念に反す

#### 簡素化・効率化が課題電子化の推進による年末調整の

入済申告書の国と年末調整の国の二つに7カ国の海外視察を通じて、世界は記

達の 推進することとされています。 政コストの20%削減に向けて電子申告を りまとめによると、 年3月29日に発表した行政手続部会の取 ません。 日本の制度も決して異常なわけではあ い」とは言えないことが分かりました。 手法はさまざまだから、 分かれていて、 度合 . 閣府の規制改革推進会議が、 日本の問題点は、 いが少し遅れていることです。 国によって文化や事情 2020年までに行 「これだけが良 電子申告の発 平成 29

推移しています。 平成24年度以降、 ません。 現状を何とか改善していかなければなり 利用率を下回っています。 つきましては、 しかし、 所得税の電子申告の 前年度 そして、 50%台前半を横ばいで (平成26年度 まずは、 平成27年度に 利用率は この 0)

とが が び効率化です。 子化の推進による年末調整の簡素化およ 利用によって、 行われ、 そこでターゲットにすべきことは、 7目標 10月16 0 給与所得者がスマートフォン 日の税制調査会の総会で議論 つに掲げられました。 そのことについて、 年末調整を済ませるこ 平成 電

接聞いた話ですが、エストニアは何でも海外調査でエストニアに行った際に直

番号を知っているわけです。誰がいくら 分かりません。 も含めて自由に見ることができるわけで 稼いだかという税務情報を隣人も大統領 秘密という概念がなく、 にはいろいろな文化的背景があります。 も導入しているわけですけれども、 %に近い普及率なんです。記入済申告書 電子化で行っていて、 工 しかし、 ストニアでは、 Ò 理由は、 納税および納税者の 電子申告も10 皆が互いに電子 必ずしもよく 0

また、スウェーデンでも納税の秘密というのが基本的にはありません。スウェーデンでは従来、「十分の一税」というものを教会が徴収していました。教会が住民の税務情報等を管理していたのです。その伝統が残っているため、納税や納税をの伝統が残っているため、納税や納税を思います。

だから、 ということです。 にはなりません。 います。 方だと思います。 効率化を図ってい いという人の方が多いのではない しかし、 ですから、 日本でもそうすべきということ 日本では納税の秘密を守り くのが、 国によって事情が違う 日本は日本の エストニアではこう 番賢 やり方で いやり かと思

はないでしょうか。 しずつ制度をよくしていくということで情やその時々の情勢に合わせながら、少一絶対のものはありません。国ごとの事「こうでなくてはいけない」という、唯

幸い日本では、会計システムが税務の 世界でもきちんと整備されています。そ の点を活かしながら国税のシステム等を 担を減らすことを考えるべきではないか と思っています。

#### ■ 執行の重要性

#### 零細企業等に柔軟に適用ニュージーランドでは付加価値税

を

次に、執行の重要性について強調して

経済学的な論点に関する理論的な検討関してあまり議論をしてきませんでした。たが、かつての政府税調では、年末調整におきたいと思います。冒頭でも述べまし



まりありませんでした。て正面から議論をするということは、あが中心で、執行のあり方そのものについ

ています。
ています。
ですから、執行に焦点変わってきます。ですから、執行に焦点の仕方によって、随分と納税者の負担はの分によって、随分と納税者の負担はが、電子化の結果として、

またのに、またのに生りす引きに発育組み合わせで各国に派遣されました。 察は、法律家1人と経済学者1人という

ですから、経済学者の方々にも、執行や多くは経済学者の方々だからです。理論の専門家の両者が派遣されたのです。要するに、実務や法律の専門家と経済

法律の重要性というものを感じていただ

思っています。いうことは、本当に重要なことであると

現地での調査を経て、どうもそうではな 運用されていると聞いておりましたが、 うなっているのかを視察に行ったのです。 単一税率15%となっているため、 査へ参りました。ニュージーランドでは と、ニュージーランドに付加価値税の調 の協力なしには動かないわけですから。 です。執行というのは、 税理士会の意見が直接、 きりおっしゃっていただくことによって、 する際に、税理士会のしかるべき立場の方 いということが分かりました。 に反映されるのではないかと考えたわけ か」という税理士としてのご意見を、はっ に、「税理士としてはこう考えています\_ 中小企業はこうなのではないでしょう とても優れたインボイス制度が厳格に 平成29年の10月半ばに神津日税連会長 なぜならば、 執行の問題について議論 税理士の先生方 政府税調の議論

共通する意味がありますが、「でたらめ業につきましては、随分と柔軟な制度が本来、当たり前なのかもしれません。本来、当たり前なのかもしれません。

皆ができる範囲で頑張るという意味でに」とは違います。

があります。すから、そこには行くと帰るぐらいの差

#### Ⅳ 考えられる具体的な論点

#### 議論に反映されることが不可欠税理士の立場からの意見が

掌ではないわけです。 で国税庁にいろいろ言っても、自分の所っていました。しかし、税制改革につい要望があると、国税庁に伝えることにな

届くことの意味は大きいと思っています。 でしょうか。 話をする機会があってもい ちろん大切です。 ずですから、 庁相手でなければ話せないこともあるは れた要望を取りまとめて主税局に提出 るということをしていたわけです。 -津日税連会長がいらっしゃい 理 士会の意見が 国税庁は税理士会から寄せら 今の政府税調のメン 国税庁を介することも しかし、 直 接、 主税局に直接 いのではない 政 済税調に いますの バ 了 に 国税 \$ す

> とは、 私どもにとっても重要なポイントなので 税理士の先生方のお考えを知ることは、 お約束できない部分もあります。 0 る ゃっていただきたいということです。 の意見をぜひとも直接、 私から税理士の先生方にお願 しゃっていただいても構いません。 もちろんすべてのご要望に沿えるかは いは税制建議等を通じて、 主税局との間に立って、主税局と税 税務の現場や執行の改革につい 日税連におっ 私どもに いしたい しかし あ お 7 L

律を実行する立場です。

税理士会は何

か

方で、

国税庁は税制改革で決まった法

税制改革は、

財務省主税局の仕事です。

とも、 れば、 整していくことが重要なのです。 しかしそれでも、 税理士会も納税者も国税庁も皆の意見が くする道となるのです。 らご提言いただければ、 致するということは、 税理士の先生方が、税理士のお立場 重要な役目だと思っています。 かなり難しいことだと思います。 皆の意見が違う中 それが日本をよ 正直に申し上げ 税制について、 が

理士の先生方とを仲介させていただくこ

という話を聞いたことがあります。

国の法律にします」と、 法律をそのまま、 った際に、アメリカの内国歳入法という どんなに理論的に望ましいとしても、 美しさがあると私は思っています。 害調整が決まっていく中に、 ないとするならば、 皆が賛成する税制は、 調整ですから、 意味です。 しくお願いします。 しても必要となりますので、 ためには税理士の先生方のご協力がどう うというのが現実の税制だと思うのです。 ど、どうしても多少の不満は残ってし 税制改革といいますのは、 苦労してやっとここに落ち着いたけ 以前、 食うか食われるかです。 「はい、これをうちの ある国で税制改革を行 やじと怒号の中で利 執行不可能な制度は、 現実的 決めてしまった どうかよろ 民主主義の には 利害対立 あり その き

味の世界になってしまいます。味の世界になってしまいます。

### 税理士の仕事を奪うことにはならない納税手続きが簡便化されても

ています。
申告納税制度は、二つの局面で成り立っれる具体的な論点を挙げたいと思います。

うことです。 基づいて、納税者の申告を是正するといして二つ目が、課税庁が収集した情報に 情報を納税者自身が正確に収集し、その 情報を納税者自身が正確に収集し、その

部分を簡便化する動きがあります。「納税者利便の向上」です。しかし、源泉徴収票の整理は、場合によっては申告おの忙しい時期にやりますから、面倒なわけです。そこで、マイナンバーと合わけです。そこでポイントとなるのが、前者ではここでポイントとなるのが、前者では

「各自、自分の申告はきちんとやりなさい」と、義務付けるのは簡単です。しかい」と、義務付けるのは簡単です。しかい」と、義務付けるのは簡単です。しかい」と、義務付けるのは簡単です。しかい」と、表務付けるのは簡単です。

後者で重要なのは、「適正・公平な課

化が図られる際に、制度改正に沿ったビ

に合わせるような形で、

年末調整の電子

きちんと整備しなければなりません。生方の負担を軽減する――という二つをの情報収集を簡単にする、②税理士の先税の実現」です。その際には、①課税庁

次に、税理士制度への波及についてお

行く方は少ないわけです。ですから、税理士の先生方の仕事がなくなるかといったら、これはなくなりません。 年末調整の仕組みが変わっても、われわれ個人納税者からすると、年末調整をわれ個人納税者からすると、年末調整をおれている個人納税者で、税理士の所に

一方で、事業所得者、特に中小企業につきましては、今まで通り、電子申告がなければ、制度は円滑に執行されません。問題は、年末調整について、今後どのように税理士の先生方とコミットしていくかということです。年末調整を行う企くかということです。年末調整を行う企くかということです。年末調整を行う企ったということです。年末調整を行う企ったの税制改正大綱が発表されます。

件上、優位になっていくでしょう。ジネスモデルを作ったところが、競争条

起こると思います。 していかなければいけないという問題はその後の話です。ただ、毎年それを調整が、具体的に制度として動かせるのは、が、具体的に制度として動かせるのは、

しょうか。
しょうか。
しょうか。
しょうか。

#### 年末調整の簡便化が進んでいく平成30年度の税制改正を機に

理士の先生方の仕事を奪うということに

はならないわけですね。

年末調整において厄介なのは、生命保険料控除ではないでしょうか。私の場合ですが、生命保険料については、籍を置いている大学の方で給与から天引きされる形で支払いをしています。ところが、生命保険会社から個人宛に生命保険料控をの明細書が送られてきます。そして、その明細書を年末調整の際に、大学へ提出するわけです。

は大学側ですから、「私に明細書を送るしかし、支払いの手続きをしているの



年末調整における生命保険料控除の手続 ます。そのため、 送った方が、 必要はないのでは」と思うのです。 ないでしょうか。個々人がわざわざ住民 それから住宅ローン控除につきまして 金融機関と勤務先企業との関係によっ 万一、送るにしても大学に電子的に 随分と手続きの簡素化が進むのでは 随分と簡素化されると見込まれます。 生命保険会社も楽だと思 電子化が推進されれば それ

は、 握しているわけで する保険団体が把 医療費をいくら使 控除の場合ですが、 と思います。 なるのではないか にすれば、 に情報がいくよう 関から勤務先企業 を活用して金融機 くとも、 たのかというの さらに、 ご自身が所属 電子媒体 医療費 便利に

> 明細書を企業に提出するだけでよいとい 者の負担も随分と違ってきます。 これらの手続きが簡素化されれば、 えばよいのではないかと考えています。 る場合にのみ、確定申告をして調整を行 うことも可能ではないかと思っています。 を添付すればよいということになりまし 類を提出する際に領収書ではなく明細 そして、 さらに制度が進めば、申告は不要で もし、年末調整では問題があ 納税

になっているため、この負担を軽くした 一務先企業にとっても年末調整は負担

> でしょう。 調整の簡素化が図られているということ いという考えで、それに対応して、

ていくはずです。 整はこれから本格的にいろいろと変わ ていくのではないかと思います。 いただけるように、手続きが簡便化され じていらっしゃる方々にも十分にご納得 れでも数年後には、年末調整に負担を感 うわけにはいかないかもしれません。 すぐに年末調整の負担が緩和されるとい 平成30年度の税制改正が発表されて、 年末調

#### 将来の方向性

V

制のみに閉じこもった議論からいかに離 れるかということです。 今後の政府税調で重要となるのは、 税

宜」に執行していくということです。 るべき人にはそれなりの義務を負ってい 複雑な制度の場合は柔軟に執行しなけれ つまり、繰り返しになりますが、 簡素な制度は厳格に執行すべきですが、 身が持ちません。良い意味で 執行していくということです。 そうでない人に対しては、 「適宜 しか 一適

すでに、

申告書

す。 は電子化した意味がなくなってしまいま 制度は円滑に運営されませんから、 るといってもできません。電子化の過程 であまり細かいことを言ってしまっては、 厳格な納税制度をすべての方に執行す

態というのが理想ではないかと思います。 って、その結果として平穏が保たれる状 執行して、きちんと税金を納めてくださ 要するに、皆が納得できる納税制 (構成/TKC出版 菅 真衣子) 度

25